

基金情報

No. 108

平成23年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成22年度・主要事業概況

事項	12月末数	対前月増減数	事項	12月末数(累計)	
事業所数(件)	232	-1	年金掛金	調定額(円) 1,243,011,416	
加入員数(人)	男子	4,761	24	収納額(円) 1,231,977,736	
	女子	2,145	3	収納率 99.11%	
	計	6,906	27	事務費掛金調定額(円) 51,478,308	
平均標準給与月額(円)	男子	336,403	-456	資産運用	信託資産額(時価) 247億6,048万円
	女子	227,844	87	修正総合利回り	-3.01%
	計	302,685	-201	ベンチマーク差	0.62%
受給者数(人)	6,242	8	慶弔金の支給件数・金額	73件104万円	
平均年金額(円)	508,730	104	年金相談件数	573件	

事業主の皆様へ

加入員の住所管理及び年金請求の勧奨状況について

当基金では、資格取得届や資格喪失届等により加入員の方の住所管理を行っており、その住所を基に、当基金の年金請求等のお知らせを加入員本人へご通知しております。そのため、住所に変更があった場合は速やかに住所変更届の提出をお願いいたします。

なお、主な通知内容は下記のとおりです。

年金支給開始年齢に達する前に退職等により当基金の資格を喪失した方(当基金の加入期間：10年以上)

喪失月の翌月上旬に喪失届に記載されている住所宛に、将来当基金から年金給付がある旨のご案内をお送りしております。この案内には、基本事項や加入月数等の情報が記載されています。また、住所変更の際の連絡なども併せてお知らせしております。(法律改正等による年金額の変更がある場合がございますので、年金額の記載はしていません。)

↓その後、年金支給開始年齢になると・・・

年金支給開始年齢に達する月の前月末頃に、手続き方法や年金見込額が記載されたご案内と「厚生年金基金年金裁定請求書」を併せてお送りしております。

年金支給開始年齢に達する前に退職等により当基金の資格を喪失した方(当基金の加入期間：10年未満)

基金加入期間が10年未満で年金支給開始年齢に達する前に加入員資格を喪失された方は、中途脱退者となり年金給付の支給義務は基金から企業年金連合会(以下連合会)へ継承され、将来の年金給付も連合会から行われます。

- ① 資格喪失月から起算して4ヶ月目に当基金から連合会へ義務移転申出(例)資格喪失日が2月15日の場合→連合会への申出は5月に行います)
- ② 申出月の翌々月に連合会より喪失届に記載の住所宛に「年金支給義務承継通知書(年金の引き継ぎのお知らせ)」が送られます。承継通知書には加入していた基金の名称や年金見込額等が記載されています。

↓その後、年金支給開始年齢になると・・・

年金支給開始年齢に達した月の月上旬に、連合会より「年金請求のご案内」と「企業年金連合会老齢年金裁定請求書」が併せて送られてきますので、その請求書にて連合会へご請求ください。

【企業年金連合会】TEL 0570-02-2666
〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル館10階

連合会ホームページ(<http://www.pfa.or.jp/>)では継承記録確認ができる「企業年金記録確認サービス」をご利用いただけます。記録確認ができた方はご自身で住所変更や承継通知書の再発行手続き等が行えます。

年金支給年齢に達した後も当基金の加入員である方(在職年金のしくみ適用)

在職年金のしくみ

年金支給年齢到達以降も当基金の加入事業所にお勤めされている場合、国の年金同様に在職年金のしくみが適用され、給与額や賞与額により、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。

在職年金のしくみによる年金の支給の有無に係わらず年金支給開始年齢に達する月の前月末頃に、取得届等に記載されている住所宛に、「当基金の年金給付について」のご案内と「厚生年金基金年金裁定請求書」を併せてお送りしております。この案内には、基金の手続き方法や生年月日、加入月数等の情報が記載されています。(在職年金のしくみにより支給停止となる場合がございますので、年金額の記載はしていません。)

その後、基金に未請求のまま退職等により資格を喪失した場合や基金に未請求の加入員の方が65歳を迎えた場合は改めてご案内と「厚生年金基金年金裁定請求書」を併せてお送りいたします。

(連合会へ義務継承された方で)平成17年10月1日以降に当基金へ再加入された方について

平成17年10月1日より企業年金等の通算措置(ポータビリティの拡充)が講じられましたが、当基金では連合会の中途脱退者となっている方が同年10月1日以降に当基金へ再加入された場合、再加入前の記録は継承しない取扱いとなっております。再加入後の加入期間に基づく年金については基金から支給されることとなります。

再加入後の基金加入期間も10年未満で年金支給開始年齢に達する前に加入員資格を喪失された方は、再度中途脱退者となり年金給付の支給義務は基金から連合会へ継承されます。

資格喪失後の変更手続きについて

資格喪失後の、氏名や住所等の変更手続きにつきましては、直接、ご本人様にて手続きしていただく必要がありますので、加入員の方々へのご周知をお願い申し上げます。

◆各種変更手続きは、当基金にご連絡いただければ申請書類をお送りいたします。こちらの書類は当基金のホームページからも印刷できますので、ご利用ください。(中途脱退者の方は直接連合会へ変更手続きを行っていただいても結構です)

(<http://www.glskkn.com>→各種届出様式→適用関係→加入員届出事項変更届(退職者用))

慶弔金のお知らせ

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

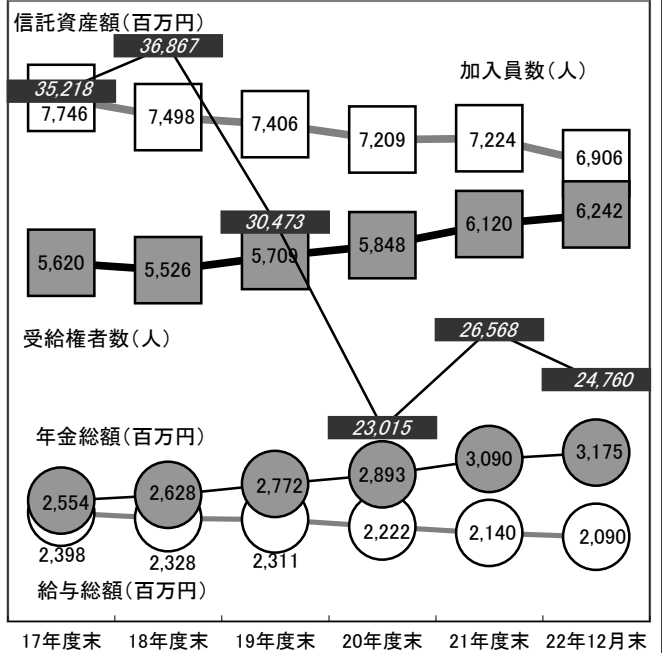
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 1月分の掛金納入期限は、平成23年2月28日となりますので、ご協力お願いいたします。**

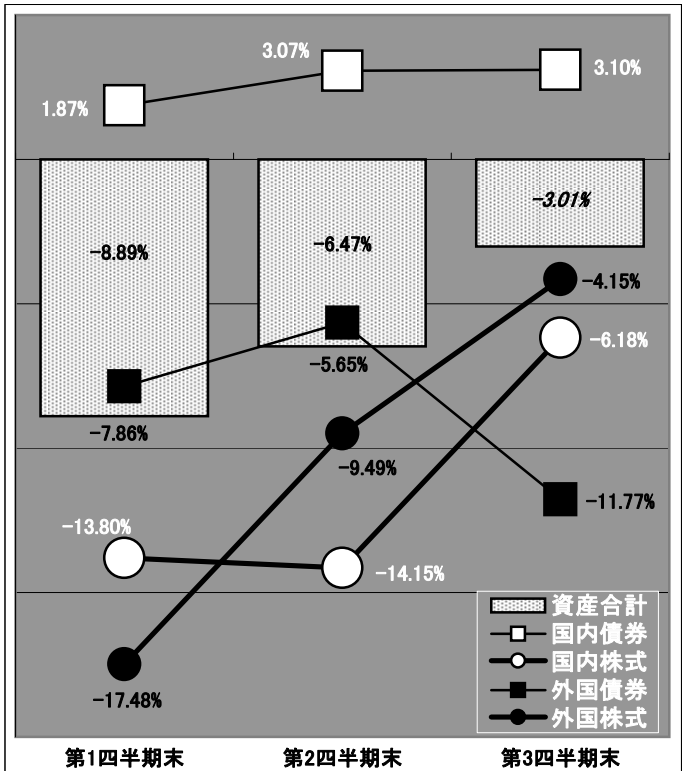
設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	アイエスジー(株)	合併	H22.12.1
所在地変更	(株)芝浦サンテ	渋谷区幡ヶ谷	H22.12.13
代表者変更	東邦貿易興業(株)	渡邊 廣康 氏	H22.11.20
代表者変更	高野理化硝子(株)	椎野 征治 氏	H22.12.1

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

2月の予定

15日 告知書(1月分)発送/理事会(ガラス会館)
22日 第98回代議員会(ガラス会館)
※2月分の適用関係書類の切は3月4日です。